

## 議案第65号 提案理由説明書

区 分		提 案 理 由
第65号	義務教育学校の設置に伴う関係規程の整備に関する規程	令和2年4月1日から西宮市立総合教育センター付属西宮浜義務教育学校が開校することに伴い、義務教育学校に関連する規程の整備をするもの。
【以下、一部改正する規則一覧】		
第1条	市長権限事務に係る校長等の専決に関する規程の一部改正	・義務教育学校について規定する。
第2条	西宮市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の一部改正	・義務教育学校について規定する。
第3条	西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程の一部改正	・義務教育学校について規定する。
第4条	西宮市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部改正	・義務教育学校について規定する。
第5条	西宮市立の学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正	・義務教育学校について規定する。 ・各様式に義務教育学校の設置、教育課程の変更などに伴う必要な改正を行う。
第6条	西宮市立学校園文書取扱規程の一部改正	・義務教育学校について規定する。
第7条	西宮市立学校園徴収金及び学校園経由支給金取扱規程の一部改正	・義務教育学校について規定する。 ・少人数である特別支援学級の各会計科目を1つの口座で管理できるよう規定する。

義務教育学校の設置に伴う関係規程の整備に関する規程制定の件

義務教育学校の設置に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように制定する。

令和2年3月11日提出

西宮市教育委員会  
教育長 重松 司 郎

西宮市教育委員会訓令第 号

義務教育学校の設置に伴う関係規程の整備に関する規程

(市長権限事務に係る校長等の専決に関する規程の一部改正)

第1条 市長権限事務に係る校長等の専決に関する規程(昭和55年西宮市教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「小学校、中学校及び特別支援学校」を「小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校」に改める。

第3条第1項第1号中「及び特別支援学校」を「、義務教育学校及び特別支援学校」に改める。

(西宮市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程の一部改正)

第2条 西宮市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程(昭和42年西宮市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「義務教育学校」を「義務教育諸学校」に改める。

(西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程の一部改正)

第3条 西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程(昭和36年度西宮市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第1項の表中「小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校」を「小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び高等学校」に改める。

(西宮市立学校園教職員安全衛生管理規程の一部改正)

第4条 西宮市立学校園教職員安全衛生管理規程（平成22年西宮市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「、高等学校」を「、義務教育学校、高等学校」に改める。

(西宮市立の学校の管理運営に関する規則施行規程の一部改正)

第5条 西宮市立の学校の管理運営に関する規則施行規程（昭和36年西宮市教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第6条の2中「および中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第9条中「及び第9号の7様式」を「、第9号の7様式、第9号の8様式及び第9号の9様式」に改める。

第10条中「、第10号の2様式、第10号の3様式、第10号の4様式及び第10号の5様式」を「及び第10号の2様式」に改める。

第10条の2中「第10号の6様式及び第10号の7様式」を「第10号の3様式及び第10号の4様式」に改める。

別記様式第10号の5から第10号の7までを削る。

別記様式第2号から第7号、第9号の2、第9号の5、第9号の8、第9号の9、第10号の2、第10号の3、第10号の4、第11号、第15号及び第16号を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

	第	号
	年（年）	月 日
西宮市教育委員会様		
	西宮市立	学校園長氏名 ④
休業日の期日（期間）の変更について（届出）		
下記のとおり休業日の期日（期間）の変更を届け出ます。		
記		
1	変更しようとする休業日の期日（期間）	
2	事 由	

第3号様式（第4条関係）

	第	号				
	年（年）	月 日				
西宮市教育委員会様						
	西宮市立	学校園長氏名 印				
休業日と授業日の変更について（申請）						
下記のとおり <table border="1"><tr><td>休業日</td></tr><tr><td>授業日</td></tr></table> を <table border="1"><tr><td>授業日</td></tr><tr><td>休業日</td></tr></table> に変更したいので、承認されるよう申請します。			休業日	授業日	授業日	休業日
休業日						
授業日						
授業日						
休業日						
記						
1	変更内容と期日					
2	事由					

第3号の2様式（第4条関係）

第 号  
年（年） 月 日

西宮市教育委員会様

西宮市立 学校園長氏名 ㊟

振替授業について（届出）

下記のとおり振替授業を実施したいので届け出ます。

記

- 1 授業を行なうこととする休業日の期日
- 2 休業日とする授業日の期日
- 3 事 由

第4号様式（第5条関係）

	第	号
	年（年）	月 日
西宮市教育委員会様		
	西宮市立	学校園長氏名 ㊟
臨時休業について（報告）		
下記のとおり臨時休業を行なったので報告します。		
記		
1	授業を行なわなかった期日（期間）	
2	非常変災、又は急迫の事情の概要	
3	その他	

第5号様式（第6条関係）

	第	号
	年（年）	月 日
西宮市教育委員会様		
	西宮市立	学校園長氏名 ①
短縮授業について（届出）		
下記のとおり短縮授業を実施したいので届け出ます。		
記		
1	授業を短縮する期間	
	年 月 日より	
	年 月 日まで	
2	授業終始の時刻	
	時 分 始業	
	時 分 終業	
3	その他単価時間は	分



第5号の2様式 (第6条の2関係)

						第	号				
							校印				
						卒	業	証	書		
						氏			名		
						年	月		日生		
						小(中)	(義務教育)	学校の課程を卒業したことを証する。			
						年	月		日		
						西宮市立		学校長	氏	名	印

第6号様式 (第7条関係)

第 号  
年 ( 年 ) 月 日

西宮市教育委員会様

西宮市立 学校園長氏名 ⑩

職員の欠勤等について (申請)

下記のとおり申出があったので承認されるよう申請します。

記

- 1 申請の内容
- 2 期日・期間
- 3 申請者の職氏名
- 4 事 由

第7号様式（第7条関係）

	第	号
	年（年）	月 日
西宮市教育委員会様		
	西宮市立	学校園長氏名 ㊟
校園長の出張について（申請）		
下記のとおり出張したいので承認されるよう申請します。		
記		
1	出張の期日（又は期間）	
2	出張先	
3	事 由	
4	出張期間中の職務代理者氏名	
5	その他	

第9号の2様式（第9条関係）

年（ ）年） 月 日

西宮市教育委員会 様

西宮市立 ○ ○ 小学校長 ○ ○ ○ ○

教育課程編成について（届出）

下記のとおり、 年度（ ）年度）の教育課程を編成したので届け出ます。

記

1 教育課程編成の基本方針

2 各学年教育課程の年間授業時数配当表

単位時間（ ）分

領 域		学 年						備考
		1	2	3	4	5	6	
各 教 科	国 語							
	社 会	/	/					
	算 数							
	理 科	/	/					
	生 活			/	/	/	/	
	音 楽							
	図 画 工 作							
	家 庭	/	/	/	/			
	体 育							
	外 国 語	/	/	/	/			
特別の教科である道徳								
外 国 語 活 動		/	/			/	/	
総合的な学習の時間		/	/					
特 別 活 動								
合 計								

3 年間授業日数

学 年	1	2	3	4	5	6
授 業 日 数						

#### 4 教育課程編成上の工夫

	項 目	具体的な取り組み内容
(1)	各教科等の授業時数、総授業時数の確保	
(2)	基礎・基本を定着させるための教育課程の編成	
(3)	家庭、地域、他校種との連携	

#### 5 学力向上に向けた具体的な取り組み

	項 目	具体的な取り組み内容
(1)	学校の実態を踏まえ、「わからないこと」をそのままにしない取り組み	
(2)	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の取り組み	
(3)	授業と家庭学習との連携を図る取り組み	
(4)	絶対評価等の評価活動を生かした取り組み	
(5)	その他	

第9号の5様式（第9条関係）

年（ ）年） 月 日

西宮市教育委員会 様

西宮市立 ○ ○ 小学校長 ○ ○ ○ ○

教育課程編成について（届出）

下記のとおり、 年度（ ）年度）特別支援学級（ ）の教育課程を編成したので届け出ます。

記

1 教育課程編成の基本方針

2 教育課程の年間授業時数

（単位時間 分）

児童 学年	教科別・領域別の指導														教科等を合わせた指導				合計	
	生活	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育	外国語	特別の教科である道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習		作業学習
A																				
B																				

3 年間授業日数

学 年	1	2	3	4	5	6
授 業 日 数						

4 教育課程編成上の工夫

第9号の8様式（第9条関係）

年（ ）年） 月 日

西宮市教育委員会 様

西宮市立 ○ ○ 義務教育学校長 ○ ○ ○ ○

教育課程編成について（届出）

下記のとおり、 年度（ ）年度）の教育課程を編成したので届け出ます。

記

1 教育課程編成の基本方針

2 各学年教育課程の年間授業時数配当表

単位時間 ○年～○年（ ）分 ○年～○年（ ）分

領域	学年	前期課程					後期課程			備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8		9
各 教 科	国語										
	社会	/	/								
	算数 数学										
	理科	/	/								
	生活			/	/	/	/	/	/	/	
	音楽										
	図画工作・美術										
	家庭 技術・家庭	/	/	/	/						
	体育 保健体育										
	外国語	/	/	/	/						
特別の教科である道徳											
外国語活動		/	/			/	/	/	/	/	
総合的な学習の時間		/	/								
特別活動											
合計											

3 年間授業日数

学 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
授 業 日 数									

4 教育課程編成上の工夫

	項 目	具体的な取り組み内容
(1)	各教科等の授業時数、総授業時数の確保	
(2)	基礎・基本を定着させるための教育課程の編成	
(3)	家庭、地域、他校種との連携	

5 学力向上に向けた具体的な取り組み

	項 目	具体的な取り組み内容
(1)	学校の実態を踏まえ、「わからないこと」をそのままにしない取り組み	
(2)	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の取り組み	
(3)	授業と家庭学習との連携を図る取り組み	
(4)	絶対評価等の評価活動を生かした取り組み	
(5)	その他	



第9号の9様式（第9条関係）

年（ ）年） 月 日

西宮市教育委員会 様

西宮市立 ○ ○ 義務教育学校長 ○ ○ ○ ○

教育課程編成について（届出）

下記のとおり、 年度（ ）年度）特別支援学級（ ）の教育課程を編成したので届け出ます。

記

1 教育課程編成の基本方針

2 教育課程の年間授業時数

単位時間：○～○学年（ ）分）、○～○学年（ ）分）

児童・生徒	学年	教科別・領域別の指導														教科等を合わせた指導				合計	
		生活	国語	社会	算数 数学	理科	音楽	図画工作 美術	家庭 技術・家庭	体育 保健体育	外国語	特別の教科である道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	自立活動	日常生活の指導	遊びの指導	生活単元学習		作業学習
A																					
B																					

3 年間授業日数

学 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
授 業 日 数									

4 教育課程編成上の工夫

第 10 号の 2 様式 (第 10 条関係)

年 (        年) 月    日

西宮市教育委員会 様

西宮市立 ○ ○ 学校  
校長    ○ ○ ○ ○

学校経営の方針について (報告)

下記のとおり、        年度 (        年度) 本校の経営の方針を定めたので報告します。

記

1 学校教育目標

2 現状と課題

### 3 学校経営の重点

領域	項目	経営方針
メンタリティの推進・マネジメント	①組織運営	
	②家庭・地域との連携	

### 4 教育活動等の重点

領域	項目	経営方針
教育活動	①教育課程・学習指導	
	②生徒指導・人権教育	
	③道徳教育	
	④キャリア教育	
	⑤特別支援教育	
	⑥学校図書館教育	
	⑦保健教育・保健管理	
研究・研修	⑧研究・研修	

### 5 環境・管理に関する指導の重点

領域	項目	経営方針
環境・管理	①施設・設備	
	②安全管理	

### 6 校務分掌 別添のとおり

西宮市教育委員会様

年（    年）    月    日

西宮市立            学校  
 校長               

学校評価について（報告）

下記のとおり、    年度（    年度）の学校評価について報告します。

領域	重点内容	評価			次年度に向けての改善等
		自己評価		学校関係者評価	
		取組み状況・結果	達成状況 (○△×)	自己評価に対する 意見・提言	
19					

領域内容 ①「組織運営」 ②「家庭・地域との連携」 ③「教育課程・学習指導」 ④「生徒指導・人権教育」 ⑤「道徳教育」 ⑥「キャリア教育」  
 ⑦「特別支援教育」 ⑧「学校図書館教育」 ⑨「保健教育、保健管理」 ⑩「研究・研修」 ⑪「施設・設備」 ⑫「安全管理」 ⑬「その他」

学校評価について(報告)

下記のとおり、 年度( 年度)の学校評価について報告します。

領域	重点内容	評価			次年度に向けての改善等
		自己評価		学校関係者評価 自己評価に対する 意見・提言	
		取組み状況・結果	達成状況 (○・×)		

- 領域内容 ①「組織運営」 ②「家庭・地域との連携」 ③「教育課程」 ④「保育・人権教育」 ⑤「道徳性の芽生え」 ⑥「特別支援教育」  
⑦「読書活動」 ⑧「保健管理」 ⑨「研究・研修」 ⑩「施設・設備」 ⑪「安全管理」 ⑫「その他」

第 号  
年（年） 月 日

西宮市教育委員会様

西宮市立〇〇学校園  
学校園長 〇〇 〇〇

校外行事について（届出）

下記のとおり校外行事を実施したいので届け出ます。

記

- 1 行事の名称
- 2 行事の趣旨
- 3 実施計画
  - (1) 日 時 出発及び帰着時刻（ ） 泊（ ） 日
  - (2) 目的地
  - (3) 参加者 学年 人員
  - (4) 日程、経路、使用交通機関（宿泊所）
  - (5) 引率者 職氏名（連記）
  - (6) 1人当りの経費と内訳及び集金方法
- 4 その他
  - (1) 保健所との連絡
  - (2) 保護者の承認
  - (3) 不参加者数とその取り扱い
  - (4) 雨天の場合の措置
  - (5) バス等乗車座席表の作成
  - (6) 指定避難所や避難経路等の確認
  - (7) 参考事項

第 号

年 ( 年 ) 月 日

西宮市教育委員会 様

西宮市立 学校園長氏名 ㊞

警備及び防災の計画について (報告)

下記のとおり警備防災の計画を (たてたので) 報告します。

記

組織 編成	班	長	係	
	本 部			
	避 難 誘 導			
	応 急 防 災			
	通 報			
	救 護			
訓練 計画	警 備			
	訓 練 事 項	実 施 計 画		
	避 難 誘 導			
	応 急 防 災			
火 気 施 設	救 護			
	設 備	点 検 の 時 期 及 び 方 法		
	電 気			
防 災 施 設	ガ ス			
	そ の 他 の 火 気 使 用 場 所			
避 難 誘 導 方 法 順 路	名 称	場 所	員 数	検 査 日





7	事故個所及び事故 に関係すると思わ れる個所について (1) 事故直前の扉 窓等の鍵 (2) 平素の管理		
8	関係者への通報等 の処置		
9	事故個所の事故発 生直前の使用・施 錠について	使用終了	月 日 ( 曜日) 午 時 分頃
		使用目的	
		施 錠	月 日 ( 曜日) 午 時 分頃
10	参考事項  (関係すると思わ れる事項を記入)		

- 注(1) この報告書は、故意であるか否かを問わず、施設、設備に関する事故が発生した場合、及び施設等の事故又は不備に起因する人身事故が発生した場合に使用する。
- (2) 「6 事故の概要・損害」欄には、被害を受けた施設・物品の名称・程度・金額、人身事故の程度についても記入すること。
- (3) 「8 関係者への通報等の処置」欄には、通報先及び通報日時を記入すること。
- (4) 学校の配置図に事故個所その他参考になる事項を図示して添付すること。

(西宮市立学校園文書取扱規程の一部改正)

第6条 西宮市立学校園文書取扱規程(平成11年西宮市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、高等学校」を「、義務教育学校、高等学校」に改める。

(西宮市立学校園徴収金及び学校園経由支給金取扱規程の一部改正)

第7条 西宮市立学校園徴収金及び学校園経由支給金取扱規程(平成24年西宮市教育委員会訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、高等学校」を「、義務教育学校、高等学校」に改める。

第6条第1項に後段として次のように加える。

また、特別支援学級会計においては、各会計科目を合わせて一つの口座とすることができる。

第9条中「、特別支援学校」を「、義務教育学校、特別支援学校」に改める。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から実施する。

(参考)

○提案理由

義務教育学校の設置に伴う所要の改正を行うため。

市長権限事務に係る校長等の専決に関する規程（第13編第1章 組織）

現 行							改 正 案						
(専決事項) 第2条 校長、園長並びに高等学校の事務長及び係長は、次表に定める事項について専決することができる。ただし、教育委員会事務局の部長又は課長が必要と認めるときは、別に一般的又は個別的指示をすることができる。							(専決事項) 第2条 校長、園長並びに高等学校の事務長及び係長は、次表に定める事項について専決することができる。ただし、教育委員会事務局の部長又は課長が必要と認めるときは、別に一般的又は個別的指示をすることができる。						
専決区分 ／ 専決事項	小学校、中学校及び特別支援学校		高等学校		幼稚園		専決区分 ／ 専決事項	小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校		高等学校		幼稚園	
	校長	校長	事務長	係長	園長	校長		校長	事務長	係長	園長		
支出負担行為	1 食糧費	20万円未満	5万円以上 20万円未満	5万円未満		5万円未満	1 食糧費	20万円未満	5万円以上 20万円未満	5万円未満		5万円未満	
	2 委託料	200万円未満	200万円以上 500万円未満	200万円未満		/	2 委託料	200万円未満	200万円以上 500万円未満	200万円未満		/	
	3 その他の経費	200万円未満	200万円以上 500万円未満	200万円未満		200万円未満	3 その他の経費	200万円未満	200万円以上 500万円未満	200万円未満		200万円未満	
支出命令	全部		300万円以上	300万円未満		/	支出命令	全部		300万円以上	300万円未満	/	
竣工検査の認定	50万円未満		50万円未満			50万円未満	竣工検査の認定	50万円未満		50万円未満		50万円未満	

(略)

(代決)

第3条 専決者が不在のとき、校長、園長並びに高等学校の事務長及び係長の専決事項については、次に掲げるところにより、その事項を代決する。

- (1) 小学校、中学校及び特別支援学校の校長の専決事項については、教頭がその事項を代決する。
  - (2) 園長の専決事項については、教頭がその事項を代決する。ただし、教頭を配置していない園においては、教育委員会事務局の主管課の課長がその事項を代決する。
  - (3) 高等学校の校長の専決事項については、事務長がその事項を代決する。
  - (4) 高等学校の事務長の専決事項については、係長がその事項を代決する。
  - (5) 高等学校の係長の専決事項については、あらかじめ事務長が指定した者がその事項を代決する。
- 2 代決者が欠けた場合、専決者の所属上司がその事項を代決する。ただし、専決者が校長の場合、西宮市教育委員会事務専決規程の規定により、代決するものとする。
- 3 第1項各号の規定により代決できる事項は、特に至急に処理しなければならない事項に限るものとする。ただし、異例又は疑義のある事項については、代決できないものとする。
- 4 代決をした場合は、事後すみやかにその旨、専決者に報告するものとする。

(略)

(略)

(代決)

第3条 専決者が不在のとき、校長、園長並びに高等学校の事務長及び係長の専決事項については、次に掲げるところにより、その事項を代決する。

- (1) 小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の校長の専決事項については、教頭がその事項を代決する。
  - (2) 園長の専決事項については、教頭がその事項を代決する。ただし、教頭を配置していない園においては、教育委員会事務局の主管課の課長がその事項を代決する。
  - (3) 高等学校の校長の専決事項については、事務長がその事項を代決する。
  - (4) 高等学校の事務長の専決事項については、係長がその事項を代決する。
  - (5) 高等学校の係長の専決事項については、あらかじめ事務長が指定した者がその事項を代決する。
- 2 代決者が欠けた場合、専決者の所属上司がその事項を代決する。ただし、専決者が校長の場合、西宮市教育委員会事務専決規程の規定により、代決するものとする。
- 3 第1項各号の規定により代決できる事項は、特に至急に処理しなければならない事項に限るものとする。ただし、異例又は疑義のある事項については、代決できないものとする。
- 4 代決をした場合は、事後すみやかにその旨、専決者に報告するものとする。

(略)

西宮市教育委員会権限事務の補助執行に関する規程（第13編第1章 組織）

現 行	改 正 案
<p>(補助執行)</p> <p>第2条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を市長の補助機関の職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 義務教育学校における児童、生徒の転入学、転退学に関すること。</p> <p>(2) 若竹公民館の使用許可に関すること。</p> <p>(3) 学校体育施設開放事業の管理運営に関すること（教育委員会が指定するものを除く。）。</p> <p>(略)</p>	<p>(補助執行)</p> <p>第2条 教育委員会の権限に属する事務のうち、次に掲げる事務を市長の補助機関の職員に補助執行させる。</p> <p>(1) 義務教育諸学校における児童、生徒の転入学、転退学に関すること。</p> <p>(2) 若竹公民館の使用許可に関すること。</p> <p>(3) 学校体育施設開放事業の管理運営に関すること（教育委員会が指定するものを除く。）。</p> <p>(略)</p>

西宮市教育委員会の管理する防火対象物および防火管理者の指定に関する規程（第13編第1章 施設）

現 行

1 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づく防火対象物並びに防火管理者及び防火副管理者は、次のとおりとする。

防火対象物	防火管理者	防火副管理者
小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校	校長	教頭
幼稚園（小学校に併設するものを除く。）	園長（教頭を置く幼稚園にあつては教頭）	園長が指定する教諭
幼稚園（小学校に併設するもの。）	園長	教頭
教育文化センター	中央図書館長	中央図書館長が指定する者
郷土資料館分館名塩和紙学習館	郷土資料館長	館長が指定する者
北口図書館	館長	館長が指定する者
鳴尾図書館	館長	館長が指定する者
中央公民館	中央公民館長	館長が指定する者
中央、若竹、高木、瓦木、山口及び塩瀬公民館を除く公民館	館長	館長
総合教育センター	所長	所長が指定する者
山東自然の家	所長	所長が指定する者

(略)

改 正 案

1 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定に基づく防火対象物並びに防火管理者及び防火副管理者は、次のとおりとする。

防火対象物	防火管理者	防火副管理者
小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校及び高等学校	校長	教頭
幼稚園（小学校に併設するものを除く。）	園長（教頭を置く幼稚園にあつては教頭）	園長が指定する教諭
幼稚園（小学校に併設するもの。）	園長	教頭
教育文化センター	中央図書館長	中央図書館長が指定する者
郷土資料館分館名塩和紙学習館	郷土資料館長	館長が指定する者
北口図書館	館長	館長が指定する者
鳴尾図書館	館長	館長が指定する者
中央公民館	中央公民館長	館長が指定する者
中央、若竹、高木、瓦木、山口及び塩瀬公民館を除く公民館	館長	館長
総合教育センター	所長	所長が指定する者
山東自然の家	所長	所長が指定する者

(略)

西宮市立学校園教職員安全衛生管理規程（第13編第1章 人事）

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>(2) 教職員 学校園に常時勤務する教職員（用務員、調理員、学校事務員、園務員、家政作業員及び介助員を除く。）をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校及び特別支援学校をいう。</p> <p>(2) 教職員 学校園に常時勤務する教職員（用務員、調理員、学校事務員、園務員、家政作業員及び介助員を除く。）をいう。</p>

西宮市立の学校の管理運営に関する規則施行規程（第13編第2章 学校教育）

現 行	改 正 案
<p>(卒業証書)</p> <p>第6条の2 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第58条及び第79条の規定に基づき授与する小学校および中学校の卒業証書は、別記第5号の2様式によるものとする。</p>	<p>(卒業証書)</p> <p>第6条の2 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第58条及び第79条の規定に基づき授与する小学校、中学校及び義務教育学校の卒業証書は、別記第5号の2様式によるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(教育課程の届出)</p> <p>第9条 規則第17条第1項の規定による教育課程についての届出は、別記第9号様式、第9号の2様式、第9号の3様式、第9号の4様式、第9号の5様式、第9号の6様式及び第9号の7様式によるものとする。</p>	<p>(教育課程の届出)</p> <p>第9条 規則第17条第1項の規定による教育課程についての届出は、別記第9号様式、第9号の2様式、第9号の3様式、第9号の4様式、第9号の5様式、第9号の6様式、第9号の7様式、第9号の8様式及び第9号の9様式によるものとする。</p>
<p>(学校経営の方針の報告)</p> <p>第10条 規則第17条第2項の規定による学校経営の方針についての報告は、別記第10号様式、第10号の2様式、第10号の3様式、第10号の4様式及び第10号の5様式によるものとする。</p>	<p>(学校経営の方針の報告)</p> <p>第10条 規則第17条第2項の規定による学校経営の方針についての報告は、別記第10号様式及び第10号の2様式によるものとする。</p>
<p>(学校自己評価及び学校関係者評価の報告)</p> <p>第10条の2 規則第20条第3項の規定による学校自己評価及び学校関係者評価についての報告は、別記第10号の6様式及び第10号の7様式によるものとする。</p>	<p>(学校自己評価及び学校関係者評価の報告)</p> <p>第10条の2 規則第20条第3項の規定による学校自己評価及び学校関係者評価についての報告は、別記第10号の3様式及び第10号の4様式によるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>



西宮市立学校園文書取扱規程 (第13編第2章 学校教育)

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）における文書の取扱いについて必要な事項を定める。</p> <p>(略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、西宮市立の幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）における文書の取扱いについて必要な事項を定める。</p> <p>(略)</p>

西宮市立学校園徴収金及び学校園經由支給金取扱規程（第13編第2章 学校教育）

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、西宮市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園（以下「学校園」という。）における徴収金及び学校園經由支給金の取り扱いについて、事務手続きを標準化し、徴収金会計の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(会計預金口座)</p> <p>第6条 会計預金口座は校長名義とし、会計科目ごとに作成する。各会計科目間の流用は禁止する。ただし、特別な理由があると認めるときは、各会計科目について精算後、残金が生じた場合に、他の会計科目の徴収額を減額し、その残金を充当することができる。</p> <p>2 校長は、毎年度当初に会計預金口座一覧表を作成し、取り扱う会計科目を明らかにする。</p> <p>3 校長が人事異動の場合は、校園長会計引継書を作成し、事務引継ぎ後に新校長名義に切り替える。</p> <p>(略)</p> <p>(徴収)</p> <p>第9条 徴収は、金融機関からの口座振替によることを原則とする。</p> <p>2 金融機関の選定は、保護者の利便性に配慮するとともに、適正かつ合理的な学校園の会計事務手続きが確立できる金融機関とする。なお、小学校、中学校、特別支援学校における徴収は、西宮市教育委員会が契約等を締結した金融機関のうち、保護者が指定する金融機関からの口座振替とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、西宮市立の小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、特別支援学校、幼稚園（以下「学校園」という。）における徴収金及び学校園經由支給金の取り扱いについて、事務手続きを標準化し、徴収金会計の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(略)</p> <p>(会計預金口座)</p> <p>第6条 会計預金口座は校長名義とし、会計科目ごとに作成する。各会計科目間の流用は禁止する。ただし、特別な理由があると認めるときは、各会計科目について精算後、残金が生じた場合に、他の会計科目の徴収額を減額し、その残金を充当することができる。<u>また、特別支援学級会計においては、各会計科目を合わせて一つの口座とすることができる。</u></p> <p>2 校長は、毎年度当初に会計預金口座一覧表を作成し、取り扱う会計科目を明らかにする。</p> <p>3 校長が人事異動の場合は、校園長会計引継書を作成し、事務引継ぎ後に新校長名義に切り替える。</p> <p>(略)</p> <p>(徴収)</p> <p>第9条 徴収は、金融機関からの口座振替によることを原則とする。</p> <p>2 金融機関の選定は、保護者の利便性に配慮するとともに、適正かつ合理的な学校園の会計事務手続きが確立できる金融機関とする。なお、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、特別支援学校における徴収は、西宮市教育委員会が契約等を締結した金融機関のうち、保護者が指定する金融機関からの口座振替とする。</p>

3 口座振替に関する事項は、金融機関と契約等を締結し決定する。なお、小学校、中学校、特別支援学校における徴収については、西宮市教育委員会が金融機関と契約等を締結し決定する。

4 徴収回数、各学校園の実情により校長が決定する。なお、小学校、中学校、特別支援学校における徴収回数は、西宮市教育委員会が金融機関と契約等を締結し決定する。

5 口座振替にかかる事務手数料は保護者負担とする。

3 口座振替に関する事項は、金融機関と契約等を締結し決定する。なお、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校における徴収については、西宮市教育委員会が金融機関と契約等を締結し決定する。

4 徴収回数は、各学校園の実情により校長が決定する。なお、小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校における徴収回数は、西宮市教育委員会が金融機関と契約等を締結し決定する。

5 口座振替にかかる事務手数料は保護者負担とする。